令和８年度
定期(財務)監査及び行政監査報告書
(小学校)

小 城 市 監 査 委 員

小城市監査委員告示第４号

令和８年度 定期（財務）監査及び行政監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第１項、第２項及び第４項の規定により定期監査及び行政監査を実施したので、同条第９項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和８年９月 25 日

小城市監査委員　永松　和久

小城市監査委員　古瀬　忠彦

第１　監査の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

１　監査実施期間

令和８年８月 24 日から８月 28 日まで

２　監査対象課等及び監査実施日

監査対象課等		監査実施日
教育委員会	芦刈小学校	令和８年８月 24 日
	桜岡小学校	
	牛津小学校	令和８年８月 25 日
	岩松小学校	
	三里小学校	令和８年８月 27 日
	晴田小学校	
	砥川小学校	令和８年８月 28 日
	三日月小学校	

３　監査の対象期間

令和７年度執行分

４　監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

第２　監査の結果

１　監査結果の概要

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行・処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。また、行政事務の執行についても法令等に従い、おおむね適正に行われていた。

また、細部については、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられ、監査の折に口頭で指導しているので、今後の事務処理に十分留意され、適正に対処されたい。

全体的に改善及び注意すべき事項として、以下のことを口頭で指導した。

○契約書及び仕様書

物品購入や業務委託等を発注する際には、仕様書及び設計図書に基づき提出された見積書のうち、最低金額を提示した業者と契約しているが、仕様書の記載内容に曖昧な条件が見受けられ、また、仕様書の記載内容と契約書に規定されている条項に齟齬がみられる箇所もあり、法令等及び実情に応じた詳細な仕様書を作成すること。

○受理請求書への受理日付印の押印

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和 25 年４月７日付け理国第 140 号）において、「第六　対価の支払の時期について」の項に「支払請求書受理の日時は、将来事故発生の場合の紛争点となり、これが立証を要することも予想せられるにつき予め請求書送付箇所を約定するとともに、当該機関における請求書受理者を定め、受理簿を設け又は受理請求書に受理日附印を押捺する等請求書受理後の経過を明瞭ならしめるよう措置すべきである。」と記載されている。政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第６条第１項に規定されている「適法な支払請求を受けた日」は、請求書受理日が起算日となるため、明確になるように受理日付印を押印すること。

○公金の支払時期

公金の支払時期については、支払遅延防止法第６条に規定されているが、この条項は契約書等により約定されている場合であり、約定されていなければ支払遅延防止法第 10 条の規定が適用されることとなる。そのため支払時期が遅延することがないように注意すること。

なお、今回の定期監査及び行政監査における指摘事項・検討事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

※　区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区　　分	服務	文書	収入	支出	契約	工事の執行	財産	現金の取扱い	その他	計
重要な指摘事項										0
その他指摘事項										0
検討を要する事項										0
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

２　重要な指摘事項

なし

３　その他の指摘事項・検討を要する事項

（１）　服務関係（０件）
（２）　文書関係（０件）
（３）　収入関係（０件）
（４）　支出関係（０件）
（５）　契約関係（０件）
（６）　工事の執行関係（０件）
（７）　財産関係（０件）
（８）　現金の取扱い関係（０件）
（９）　その他（０件）

４　監査対象課等ごとの監査結果

（１）　教育委員会

監査の対象	**桜岡小学校、三里小学校、晴田小学校、岩松小学校、 三日月小学校、牛津小学校、砥川小学校、芦刈小学校**
監査の結果	・財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。